

## 帆船日本丸が、国の重要文化財に指定されました！

### 海上保存の帆船では、我が国初の重要文化財！

はんせんにっほんまる  
帆船日本丸は平成29年3月10日に開催された文化審議会文化財分科会の答申を受け、9月15日に国の重要文化財として指定を受けました。海上で保存されている帆船としては我が国初の重要文化財指定となります。



帆船日本丸とランドマークタワー

【今回の指定の評価ポイント】※29年3月の答申内容より抜粋

- 1 帆船日本丸は、長い期間にわたり船員養成の任を担い、我が国の海運業の発展に貢献した。
- 2 現存稀少な戦前期建造の船であり、建造当時の構造、ぎそう艦装をよく伝え、わが国の海運史、造船技術史等研究上に貴重である。

### 今後も、横浜港のシンボルとして保存・活用！

国の重要文化財として保存のみならず、帆船日本丸の魅力を広く発信し、国内だけでなく訪日外国人客の方々にも観覧いただき、みなとみらい地区のさらなる賑わいの創出に活用します。

また、今後も、大切に保存・活用できるよう、各分野で活躍する有識者から意見をうかがい、『帆船日本丸保存・活用計画（仮称）』を策定します。そして、帆船日本丸を通じ、みなと横浜の歴史、魅力を次世代にも引き継いでいきます。

#### 【林 文子 市長コメント】

このたび帆船日本丸が国の重要文化財に指定されたことを、大変光栄に思っています。現在係留されている旧横浜船渠株式会社第一号船渠も重要文化財に指定されており、魅力が一層高まります。

海洋人材育成における大きな功績、「太平洋の白鳥」と呼ばれる美しさに、より多くの方々に親しんでいただき、次世代へ引き継いでいけるよう、この横浜の貴重な財産を大切に保存し、広く活用してまいります。

#### お問合せ先

(帆船日本丸の重要文化財指定に関する事) 港湾局賑わい振興課長 有路 益義 Tel 045-671-2874  
(文化財行政全般に関する事) 教育委員会事務局生涯学習文化財課長 重松 馨 Tel 045-671-3236  
(現地取材のお申込み) 帆船日本丸記念財団・JTB コミュニケーションデザイン共同事業体  
帆船日本丸船長 飯田 敏夫 Tel 045-221-0280

(裏面あり)

## 【重要文化財に指定される内容】

名称及び数量		所有者
<small>にっほんまる</small> 日本丸 一艘		横浜市
進水年月	昭和5(1930)年1月	
製造所	株式会社川崎造船所製	
船種	帆船(4檣 <small>しよつ</small> バーク型)	
用途	練習船	
総トン数	2,278.25 トン	
全長	97.05m	
幅	12.95m	
<small>つけたり</small> 附 一、文書・記録類	181点	
一、図面類	351点	

官報は別添のとおりです。



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○船員に関する育児休業、介護休業等  
育児又は家族介護を行う労働者の福  
祉に関する法律施行規則の一部を改  
正する省令(国土交通五二)

(告 示)

- 重要文化財を国宝に指定する件  
(文部科学一一二)
- 重要文化財を統合して国宝に指定す  
る件(同一一三)
- 重要文化財に有形文化財を追加して  
国宝に指定する件(同一一四)
- 重要文化財を統合し有形文化財を追  
加して国宝に指定する件(同一一五)
- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律  
の規定により認定された物件を重要  
文化財に指定する件並びに旧重要美  
術品等ノ保存ニ関スル法律の規定に  
よる認定を取り消す件(同一一六)
- 有形文化財を重要文化財に指定する  
件(同一一七)
- 国宝に有形文化財を追加して国宝に  
指定する件(同一一八)
- 重要文化財に有形文化財を追加して  
重要文化財に指定する件(同一一九)
- 国宝の員数を改める件(同一二〇)

三三二

- 重要文化財の名称及び員数を改める  
件(同一二二)
- 重要文化財の員数を改める件  
(同一二三)
- 重要文化財を管理すべき団体を定め  
る件(文化庁五五)
- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律  
の規定による認定を取り消す件  
(同五六)
- 子の養育又は家族の介護を行い、又  
は行うこととなる船員の職業生活と  
家庭生活との両立が図られるように  
するために事業主が講ずべき措置に  
関する指針の一部を改正する件  
(国土交通八三六)

(公 告)

諸事項

- 裁判所  
破産、免責、再生関係  
特種法人等  
国立研究開発法人水産研究・教育機  
構平成二十八事業年度財務諸表、国  
立研究開発法人産業技術総合研究所  
特定計量器型式承認、公認会計士等  
の登録及び登録抹消、第三十九回(平  
成二十九年度)エネルギー管理士試  
験合格者、型式適合認定、厚生年金  
基金解散・清算人就任、企業年金基  
金設立関係  
地方公共団体等  
教育職員免許状失効・取上げ処分、  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

三三二

五六

八

六

六

六

六

省 令

国土交通省令第五十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第五十条第四項第二号及び第六項、第六十一条第二号、第七十条第三項、第八十条第三項並びに第九十条の二第一項の規定に基づき、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年運輸省令第三十六号)の二を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○文部科学省告示第百十五号  
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を統合し、同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
 平成二十九年九月十五日  
 文部科学大臣 林 芳正

上		中		下	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
平城宮跡大膳職推定地出土木簡 三十九点	平成十五年文部科学省告示第四百四号	平城宮跡出土木簡 三百九点	平城宮跡出土木簡 三千百八十四点	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 奈良文化財研究所 三一九	東京都台東区上野公園一三一九
平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡 千七百八十五点	平成十九年文部科学省告示第九十七号				
平城宮跡内膳司推定地出土木簡 四百八十三点	平成二十二年文部科学省告示第百一号				
平城宮跡造清洞出土木簡 五百六十八点	平成二十七年文部科学省告示第四百四十号				

○文部科学省告示第百十六号  
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表の下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
 なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。  
 平成二十九年九月十五日  
 文部科学大臣 林 芳正

上		下	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者の住所
紙本墨書真菜集（神田本） 二十冊	昭和九年文部省告示第百三十五号	万葉集（紀州本） 二十帖	愛知県名古屋市中区和区汐見町四一

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
 平成二十九年九月十五日  
 文部科学大臣 林 芳正

名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本金地著色松岡六虫図屏風 土佐光起の紙中極に土佐光信筆とある	独立行政法人国立文化財機構（奈良国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三一九
紙本墨書真菜集（神田本） 二十冊	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三一九
絹本着色一休宗純像 文安四年十二月の自賛がある	独立行政法人国立文化財機構（奈良国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三一九

名称及び員数	所有者	所有者の住所
福岡県博多遺跡群出土品 一、陶器・磁器 千五百四十二点 一、土器・土製品 百八十五点 一、木器・木製品 六十一點 一、金属製品 百八十七点 一、石製品 七十七点 一、ガラス製品 三十一點 一、骨角製品 五十三点 一、烏帽子残欠 二点	福岡市(福岡市埋蔵文化財センター保管)	福岡県福岡市中央区天神一―八一―
熊本県方保田東原遺跡出土品 一、土器・土製品 四百二十九点 一、金属製品 三百七十一點 一、石器・石製品 五十四点 一、貝輪 二点 一、ガラス玉 九十六点	山鹿市(山鹿市出土文化財管理センター保管)	熊本県山鹿市山鹿九八七―三
(歴史資料の部) 陸奥国仙台領元禄国絵図関係資料 一、国絵図 四點 一、絵図類 四十九點 一、文書・記録類 二百十二點 附文書箱 五合	宮城県(宮城県図書館保管)	宮城県仙台市青葉区本町三―八一―
明国箭付 前田玄以宛 万曆二十三年二月四日 一 幅	国立大学法人東京大学(東京大学史料編纂所保管)	東京都文京区本郷七―三一―
ナデ六一四一号電車 大正三年、鉄道院新橋工場製 一 両	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二―二―二
東京地下鉄道一〇〇一号電車 昭和二年、日本車輛製造株式会社製 一 両	公益財団法人メトロ文化財団	東京都千代田区神田須田町一―五―一
日本丸昭和五年、株式会社川崎造船所製 附一、文書・記録類 百八十一點 一、図面類 三百五十一點 一 艘	横浜市	神奈川県横浜市中区港町一―一
大日本史編纂記録 二百四十八冊 犬追物関係資料(島津家伝来) 一、典籍・文書類 六百十點 一、装束・弓馬具類 四十四點 一、写真ガラス原板 十一點	国立大学法人京都大学(京都大学総合博物館保管) 株式会社島津興業	京都府京都市左京区吉田本町 鹿児島県鹿児島市吉野町九七〇―一

○文部科学省告示第百十八号  
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる国宝に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
 平成二十九年九月十五日